

## 平成 30 年度第 1 回恵那市総合教育会議

日時：平成 30 年 6 月 27 日(水)

午後 3 時 30 分～

場所：恵那市役所西庁舎 4 A 会議室

1. 挨拶（市長・教育長）

2. 議題

(1) 恵那市総合教育会議について

(2) 恵那市におけるいじめの防止等のための基本的な方針について

- ・最近のいじめの現状

- ・基本方針について

(3) ICT教育について

(4) その他

平成 30 年度恵那市総合教育会議名簿

役 職	氏 名	備 考
市長	こさか たかね 小坂 喬峰	
教育長	おおはた まさゆき 大畑 雅幸	
教育委員（職務代理者）	にしお のぶよし 西尾 修欣	
教育委員	かまだ きよこ 鎌田 基予子	
教育委員	といだ ちふみ 樋田 千史	
教育委員	むらまつ のりこ 村松 訓子	

事務局

副教育長	児玉 光弘	
教育委員事務局長	加藤 真治	
教育総務課長	西尾 克子	
学校教育係長	古川 暉久	
教育総務係長	三宅 英機	

## 恵那市総合教育会議について

### ■恵那市総合教育会議の概要（恵那市総合教育会議設置要綱）

- (1) 位置づけ：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき、市長が招集するもので、市長と教育委員会の対等な執行機関同士の協議及び調整の場である。
- (2) 協議及び調整について
  - ①「恵那市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱又は、「恵那市教育振興基本計画」の策定に関する協議  
→平成27年度「恵那市教育振興基本計画」を策定済み
  - ②教育の条件整備など総合的な施策についての協議
  - ③児童・生徒等の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置についての協議
  - ④その他事務の調整及び会議の運営に関すること
- (3) 構成員：市長及び教育委員会
- (4) 情報開示：会議は公開、議事録は公表
- (5) 事務局：恵那市教育委員会教育総務課
- (6) 施行日：平成27年4月1日

### 地方教育行政法

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
  - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
  - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

○恵那市総合教育会議設置要綱

平成27年3月24日告示第38号

改正

平成28年3月28日告示第64号の3

平成29年3月23日告示第44号の1

恵那市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)(以下「地方教育行政法」という。)第1条の4の規定により、恵那市総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地方教育行政法第1条の3に規定する恵那市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱又は教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定による恵那市教育振興基本計画の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- (4) その他、前各号に掲げる事務の調整及び会議の運営に関すること

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を

有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

- 4 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(会議の公開)

- 第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

- 第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。

(事務局)

- 第7条 会議の事務局をまちづくり企画部企画課に置く。

一部改正〔平成28年告示64号の3・29年44号の1〕

\*事務局は、平成30年4月に補助執行で教育総務課に変更されている。

(補則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日告示第64号の3)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日告示第44号の1)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

## 「恵那市におけるいじめの防止等のための基本的な方針」の要旨

「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」が平成29年8月22日付けで改定されたことを踏まえ、「恵那市いじめ防止基本方針（平成26年3月策定）」を平成30年3月に「恵那市におけるいじめ防止等のための基本的な方針」として改定しました。

ポイント	内 容
1. いじめの定義の拡大	けんかやふざけあいであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
2. いじめの理解	「観衆」（はやし立てたり面白がったりする者）、「傍観者」（周辺で暗黙の了解を与えている者）も含め集団全体に「いじめをしない！させない！許さない！」という雰囲気生まれるようにすることが必要であることを明記した。
3. 「恵那市いじめ問題対策検討会」の設置	恵那市人権擁護委員、青少年育成市民会議、PTA関係者、学校関係者、学識経験者、恵那警察署、東濃教育事務所、恵那市危機管理課、恵那市子育て支援課、恵那市教育委員会からなる「恵那市いじめ問題対策検討会」を設置し、基本方針が地域の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。
4. 「恵那市教育委員会いじめによる重大事態調査委員会」「恵那市いじめによる重大事態再調査委員会」の設置	いじめによる重大事態が起きた場合 ・ 学校いじめ対策組織による調査 →（調査困難な場合） 「恵那市教育委員会いじめによる重大事態調査委員会」を設置し調査、報告及び助言 →（市長が必要と認める場合） 「恵那市いじめによる重大事態再調査委員会」を設置し調査、報告及び助言
5. いじめの未然防止	いじめを未然に防止するために、コミュニケーション能力の育成、授業作りや集団作りの重要性を明記した。
6. PTAの取組	各学校のPTAが「いじめ防止の基本的な方針」を作成。各学校のPTAの組織の中に、「ネットパトロール」の活動を取り入れとともに、必要な研修会を実施する。
7. 学校いじめ防止基本方針の策定	HP への掲載による周知を図るとともに、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
8. 教職員によるいじめの報告	教職員がいじめを認知した際には、速やかに学校いじめ対策組織に報告することを義務化した。
9. いじめの解消の判断	いじめが解消している状態については、行為停止後相当の期間（少なくとも3か月）継続していること、被害児童生徒がいじめの行為により苦痛を感じていないと認められることをもって判断する。

平成27～30年恵那市のいじめについて

○いじめ認知件数の学年別内訳

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
1年生	5	20	1	16	24	27
2年生	13	9	8	9	33	17
3年生	7	6	9	3	30	5
4年生	13	/	25	/	27	/
5年生	17	/	8	/	26	/
6年生	21	/	15	/	32	/
計	76	35	66	28	172	49
	小中合計 111		小中合計 94		小中合計 221	

○いじめの現在の状況（27年度と28年度以降で集計方法が異なる）

	平成27年度		
	小学校	中学校	小中総数
いじめが解消しているもの	65	18	83
一定の解消が図られたが、継続支援中	11	11	22
解消に向けて取組中	0	6	6
その他	0	0	0
合計	76	35	111

	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	小学校	中学校	小中総数	小学校	中学校	小中総数	小学校	中学校	小中総数
解消しているもの (日常的に観察中)	/	/	/	64	23	87	162	47	209
解消に向けて取組中	/	/	/	2	5	7	9	2	11
その他	/	/	/	0	0	0	1	0	1
合計	/	/	/	66	28	94	172	49	221

出典:平成27～29年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(恵那市分)

# 教育委員会制度、こう変わる



## これまでの教育委員会の課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者がわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

## 教育委員会の改革

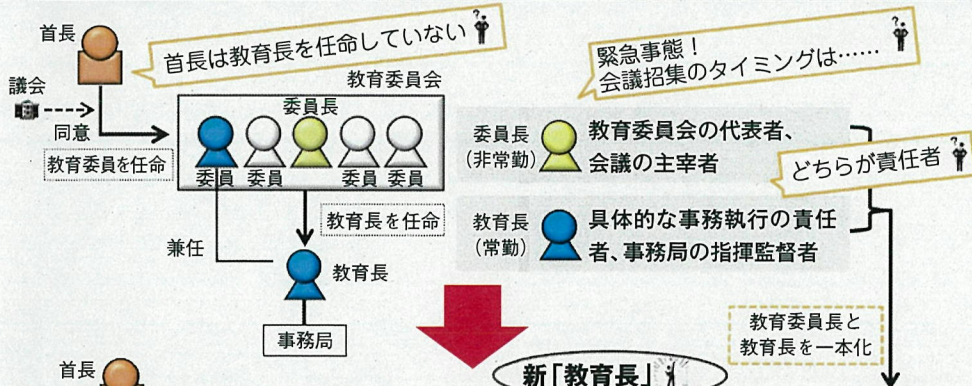
- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

## 政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

### POINT① 教育長

## 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



**新「教育長」**

- ★教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）
- ★任期3年

✓ 第一義的な責任者が教育長であることが明確に  
✓ 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

※教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待

- ✓ 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化

### POINT② 教育委員会

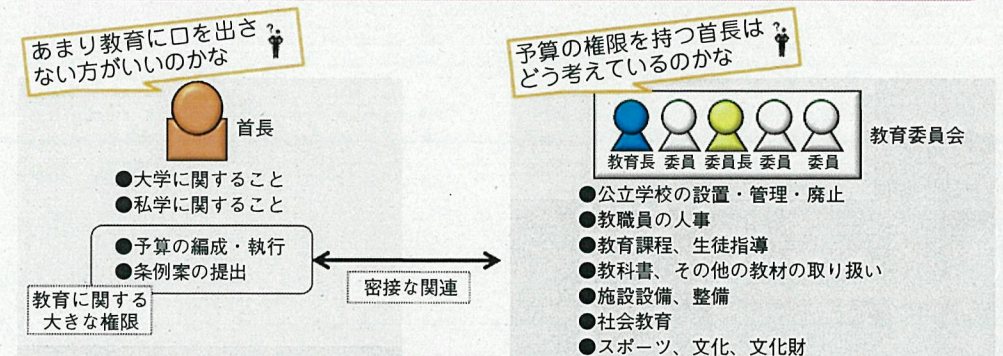
## 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
  - ・教育委員の定数 1/3 以上からの会議の招集の請求
  - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

- ✓ 教育委員会の審議の活性化

### POINT③ 総合教育会議

## すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



- 総合教育会議の設置**
- 首長が招集。会議は原則公開。
  - 構成員は首長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
  - 協議・調整事項は以下のとおり。
    - ①教育行政の大綱の策定
    - ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
    - ③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

### POINT④ 大綱

## 教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。

- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化